

〈太陽を食べる犬〉その他三則

—ジュシェン人とその近縁諸族の歴史・文化点描—

増井寛也

副題を「点描」としたように、ここに採録した文章は筆者がいくつかの文献を拾い読みするうちに、明代のジュシェン jušen^①(女直[女真])人や後のマンジュ manju (満洲)人、あるいはこれらとエスニックな側面で関連する諸集団の歴史・文化について目にした、いずれかといえれば周辺のことがらを、折々に書きとめた備忘録に過ぎない。もとより全体の論旨に一貫性や系統性があるわけではなく、研究と称するにはあまりに散漫雑駁な内容ながら、書き捨てにするのもいささか惜しいので、集めて一篇としてみた。

一、太陽を食べる「犬」——日蝕をめぐる俗信——

『満文老檔』天命六(1621)年四月初二日条^②に、

ice juwe de, šun be yendahûn jefi majige funcehe bihe.

初 二日に、太陽を 犬 が 食べて 少し 余って いた。

という記事があり、満文『内国史院檔』天聰八(1634)年三月朔丁亥条^③にもいま一つ、

meihe erin de šun wargi gencehen be indahûn jeme deribufi,

巳の刻に太陽の西の 端 を 犬 が 食べ 始めて、

amargi gencehen be amba dulin jeke.

北の端を大半食べた。

という記事がある。これらの記事が日蝕、特に部分日蝕を指すことは論を俟たず、従って一七世紀初期のジュシェン人は日蝕を「犬が太陽を食べる」天文現象と観念していたことになる。文語マンジュ語で *šun jembi*、遡って明代のジュシェン語で「受温者克 (*šun jeke < šun jembi*)」(会同館本[丙種本]『女真訳語』)といい、またマンジュ語の一派とされる現代のシベ語でもこれらと同様の表現 *šun jəmə* がある一方、「真鍮の犬が太陽を食う(のみこむ) *GoliN' inəhuN šuN jəmə (nuŋumə)*^④」という言いまわしもある。よって、*šun jembi* は *yendahūn/indahūn šun be jembi* の縮約形と考えてよかろう。なお、文語マンジュ語で月蝕を *biya jembi* というが、その原因もまた犬であったと思われる。

日月蝕を惹き起こすこの犬が、ただの犬ではなくして一種の神話的存在であり、しかも蝕に際して、犬を退散させるためにマンジュ人が大騒ぎしたであろうことは、以下に挙げるツングース系のナナイ人とオロチョン人の事例からも推測に難くない。凌純声の調査によれば、ナナイ(赫哲)は「日蝕・月蝕を解釈して天の犬が日月を食べるという」^⑤とされ、泉靖一の調査では日蝕が「獵犬が日を食べる」*inda shoun jefka*、月蝕が「獵犬が月を食べる」*inda biega jefka* と記録されている^⑥。また、ハルヴァは月蝕に関してのみであるが、ロパーチンのナナイ調査を引用して「ゴールド(ナナイの別称—筆者)は天神(エンドゥリ *änduri*)の犬が月蝕を惹き起こすと考えているといわれる。犬に食いつかれると、月をはるか天の隅へ逃げて行って、薬草で治すのだ。その時には、月の光は地上にまではとどかない」^⑦と述べている。「天の犬」「獵犬」「天神(エンドゥリ *änduri*)の犬」が、それぞれ同一の対象を指すことはいままでのまでもないであろう。

他方、大興安嶺の森林狩猟民オロチョンは、日蝕を *shiun jobron*、月蝕を *piea jobron* といい、「太陽または月に犬が近づいてこれを食う」ことだと解釈し、「だからこの犬を追い払うために彼等は音のするすべ

てのものを幕居から持ち出して、たたくのである^⑧。秋浦もほぼ同様のことを述べており、オロチョンは「もし日蝕にあうと、黄色い犬が太陽を食べているのだと考えて、人々は争って盆をたたきお辞儀をして、救助の意を示す」のであり、「もし月蝕にあえば、やはり黄色い犬が月を食べているのだと考えて、例のごとく行動する^⑨。もつとも、ナナイ(赫哲)人のもとでは、泉の調査時点ですでにオロチョンのような行事は観察されなかったようであるし^⑩、マンジュ人に関しても文献に直接の徴証を得られなかった。しかし、世界的に見て最も広範に分布する日月蝕の説明は、天界の神話的動物もしくは怪物が日月を食べるか呑み込むために生ずるというもので、その際、人々はそれを退散させるべく凄まじい騒音をたてなければならない^⑪とされているので、マンジュ人やナナイ人の場合にも、もともとは大騒ぎが随伴したと見てよい。

ところで、以上のような天界の犬に日月蝕の原因を帰するツングース系諸集団の俗信は、周辺諸民族のそれといかなる関連性を有するのだろうか。彼らに隣接する四周の諸民族につき、簡略な粗描を試みよう。

①ニヴフ(ギリヤーク) まず、北方ではアムール河河口部とサハリン北部に分布する漁労狩猟民族、ニヴフにはつぎのような俗信と習俗があった^⑫。

太陽の中には赤い牝犬が住んでいて、この牝犬が悪い神のすずめで太陽に咬みつくと、太陽は黒くなって行く。そこで、牝犬が咬みついた太陽をはなすように、人は戸外に出て地上から天に向かって、「バガシュ、バガシュ」(赤い牝犬)と叫びながら、木片や鍋などをたたいて大きい音をたてるのである。〔付記〕日蝕のことをギリヤークはケン・ムントという。これは「太陽が死ぬ」という意味である。

月の中には白い牝犬が住まっている。この牝犬が月に咬みつくと、月がかけて行く。……そこで、白い牝犬が咬みついたら、す

ぐ口から離すように、戸外に出て木片や鍋などをたたいて、「チャグシュ、チャグシュ」（白い牝犬）と叫びながらさわぎ立てるのである。牝犬が月に咬みついたのを知っていて、何もしないでいると罰があたる。〔付記〕月蝕のことをロン・ムント、即ち「月が死ぬ」という。

②ブリヤート＝モンゴル ついで、西方に目を転ずると、モンゴル系諸族がツングース系諸族に接して分布するが、かれらの場合、早くからチベット仏教の影響を蒙り、それを通じてインド系の神話を受容したため、いまとなっては原形を知りにくいという難点がある。たとえばツアプrikaによれば、ブリヤート＝モンゴルの伝承はこのようになっている¹³。

日蝕ないし月蝕が生じたとき、バラガンスクのシャマンによれば、これは日月がアルハという胴と手足のない頭だけの怪物に追いかけているためだという。太陽もしくは月はそのとき、“助けてくれ”と叫び、人々は皆怪物を驚かせるために、大声をあげたり、ものすごい騒音を立てるのである。

ここに見えるアルハとは、インド人のいうラフと同じものであり、頭だけであるという点も一致する¹⁴。このようにモンゴル本来の形態は不詳であるけれども、日月を蝕から救援するための喧騒はすでに一三世紀から観察されている¹⁵。

③チュルク系諸族 併せてチュルク系諸族の日月蝕伝承¹⁶にもふれておくと、

森林タタールとアルタイ人は、九首の人食い怪獣イェルベゲン jälbägän が月を襲って、月蝕を起こすのだと説明している。そ

れで月蝕が起こったとき、「イェルベゲンが月を食べた」とも言う。ロシアに住むタタールとチュワシは、ある妖怪がいて、ときどき太陽と月を呑みこんではみるが、たちまち口が焼けてしまうので、結局吐き出してしまうのだと語っている。

といい、また触に際しての行動に関しては以下の記述がある^⑦。

コクチュルトン人は、「アイ ガルク トウツトウ」ai garuk tuttu、即ち「ガルクが月をつかんでしまった」といって、そのときになると、犬の耳をひっぱり、子供をじらし、小銃を発射して、そしてこう叫ぶ。「アイ サル！」ai sal (月を放せ)と。タンヌ＝ウリャンハイ人は月蝕になると、黄色の犬を打ち、赤毛の山羊の尾をひっぱりまわすのである。

④朝鮮 東方では朝鮮半島各地に、下記のような日月蝕起源説話が伝承されている^⑧。

天上にもこの世界のごとく多数の国がある。その中の一つは「暗黒国」(カマクナラ)である。その暗黒の国には、恐ろしい猛犬がたくさん飼われていて、それは〈火犬〉(ブルケ)といわれている。暗黒の国の王様は何より自分の国の暗いのが心配であり、いやなのである。……それ故に、暗黒の国の王様は時々その猛犬をやっつけられの世界の太陽や太陰を盗もうとするのである。

その昔、暗黒の国の王はその国で一番猛々しい、そして一番強い火犬に、“太陽を盗んでこい”といいつけた。……火犬は太陽を盗んで行こうとして、それをくわえてみたが、とても熱くて口の中がやけそうなので、仕方なく途中でやめてしまった。……暗黒の国の王は……今度は光は少しうすいが、それでも暗いよりはましだろうというので、月を盗もうとした。……そしてまた一

匹の猛犬をやったところが、月はあまりにも冷たいので、火犬は……また失敗して帰ってしまった。暗黒の国の王は幾度失敗しても、これをあきらめることができない。……火犬が太陽や月をくわえるとき、くわえられた部分が光を失い暗くなるので、日蝕や月蝕になるものである。……

⑤漢族 南方には漢族が位置する。よくいわれるように、漢族の神話は漢族の形成に関与した蛮夷戎狄の神話群が、それぞれ断片的かつ雑然と記録されているので、個々の源流や系譜を尋ねあてては困難をきわめるが、ともかく古代の漢族は太陽に烏、月に蝦蟇が住み、日月蝕はこれらに起因するものと信じたらしい^⑩。たとえば、『史記』亀策列伝収録の褚少孫による補伝に

太陽は恩徳の象徴として天下に君臨するが、三足の烏に辱められ、月は刑罰の象徴として太陽の徳をたすけるが、蝦蟇に食われて月蝕となる。虎に負けぬ蝟^{はりねずみ}も 鶡^{かさぎ}には腹をあおむけ、神異なる騰蛇もむかでを苦手とする。

とあり^⑪、また『淮南子』説林訓にも

月は天下にあまねく照すが、詹諸(月に住むという蝦蟇^{ひきがえる})には侵蝕されて〔虧ける〕、騰蛇(龍の一種をいう)は霧のなかに自由に遊ぶのだが、螂蛆(虫名〔むかで〕^{しよくそ})には命を殆くされる。烏は太陽に勝るほどの力があるのだが、雛礼(鳥名)^{すい}に屈服する。才能には、みな長短あるものだ。

などとある^⑫。神話の原像復元は容易でないにせよ、烏・蝦蟇が日月蝕を惹き起こしたとする思惟の存在だけは推察し得る。三足の烏は太陽の黒点に、蝦蟇は月面の陰影に由来するというのが、蝦蟇は東南アジア、特に

タイ系の集団に類例を見出すことができる。

東南アジアは古くからインド文化の影響が濃い。日月蝕の俗信もその例に漏れず、前記ラフ系の日蝕説話と土着のそれが並存する場合が往々にしてある。タイ系シャン人に伝存する俗信では「日蝕・月蝕は大きな蠹が太陽や月を食おうとするのだ」とみなされ、タイ人自身も下記のよう²²に考え、かつ行動する。²³

今日でも、月食のときに（タイ）東北地方の人々は、カエルが月と戦っているとか、カエルが月を食べていると理解して、皆で大声を出したり、太鼓をたたいたり、ドラを鳴らしたり、鉄砲を打ったり、臼を打ちならしたり、きねを突いたりして、月と戦うカエルを応援する。

意外にも月ではなく蛙を応援するという、これまでの流れとは逆行する行動が注目されるが、というのもこの民話では、主人公が自分の妻から不死をもたらす霊薬を盗んだ月に、奪還のため鶏・象・豚・亀・蛙をつぎつぎに遣わし、最後の蛙がなお戦い続けていることになっているからであって、本来は蛙から月を守るために大騒ぎが演じられたに相違ない。なお、チベット・ビルマ語派彝語系の土家族（湖南省）には、太古、蛙が余分の太陽一個を呑み込んだので、太陽が一個になったという話²⁴——古代中国の羿の射日神話に類する——がある反面、同じ彝語系の白族（雲南省）は東北タイのそれと同じ話型に属する、しかし天に登って不死の薬草を奪還しに行くのは主人公とその飼犬で、この犬が太陽と月に噛みつ়くために日月蝕が生ずるとする民話を伝承する²⁵。

以上、目睹し得た範囲内で日月蝕を惹き起こすと観念される天界の動物、もしくは妖怪を列挙してみた。その結果、犬に原因を帰するのは、ツングース系のナナイ・オロチョンの他、北隣のニヴフ（ギリヤーク）、東隣の朝鮮半島、それに雲南のペー族であることがおぼろげながら判明した。月と不死の関係を説明する羿・恒娥伝説（『淮南子』覽冥訓）と話

型が酷似する白族の説話を除けば、いずれもマンチュリアと歴史的文化的交渉の密接なアムール河流域・朝鮮半島に散在したわけである。興味深いことに、朝鮮半島の檀君説話は熊祖説話の系譜を引く点でアムール河下流域のツングース系諸集団と強い親縁性を有し²⁶⁾、しかも非ツングース系のニヅフにもナナイ等と酷似する熊祖説話が存在するという並行現象に照らして、日月触の原因を犬に帰する説話・俗信はマンチュリアとアムール河下流域を分布の一中心となしたと見られよう。

二、「魚と亀の浮き橋」が寓意するもの

三上次男「『魚の橋』の話と北アジアの人々——夫余・高句麗開国説話の側面——」²⁷⁾は、一〇頁に満たない小品ながら、自然環境が歴史にとどめる刻印を再認識させてくれる好篇といってよい。この短篇は夫余・高句麗の開国説話（王充『論衡』吉驗篇や『三国志』魏書所引の魚豢『魏略』などに見える）としてあまりにも著名な東明王／朱蒙伝説に見える四つのモチーフ、すなわち（i）父王の追っ手から逃れようとする東明王／朱蒙の前に、（ii）行く手を阻む大河が現れ、（iii）東明王／朱蒙が呪文を唱えて弓で川面を打つと「魚鼈」が群がり浮かんで橋となり、（iv）無事対岸に渡り終えるや忽然と消え去り、かくて危難を救われた東明王／朱蒙は建国の地に至る、というモチーフを、①産卵のために北太平洋や北氷洋沿岸の河川を埋めつくして溯上するサケ・マスの大群、および②冬の間、氷結していた河・海の水面に、春のある日、突如亀裂が走り融水が始まるという北アジアを彩る自然現象に関連づけて説明し、あわせてこうしたモチーフは北アジアの漁労・狩猟民のもてこそ育まれたものとの推論を展開する。

説話が生まれた契機を自然環境に求める発想に対して、筆者はことさら異論を唱えようとするものではない。現に、天命元（1616）年、後金

国ハン、ヌルハチがダルハン＝ヒヤとションコロ＝バトゥルに命じてサハリヤン部を討たせたとき、サハリヤン＝ウラ（黒龍江）の渡河に際して、往返ともに時ならぬ奇跡的な結氷に助けられ、成功裏に討伐を終えたという史実が『満洲実録』と『満文老檔』に見えている。ただ、以下に掲げる説話は（i）背後に迫る敵軍の脅威、（ii）行く手を遮る大河と滅亡の危機、（iii）大河に出現する魚鱈の浮き橋、（iv）新天地への移住ないし滅亡の回避、という四つのモチーフにおいて東明王/朱蒙伝説と系列を同じくし、伝説を移住の文脈から再考してみる余地もあるように思われる。

①イチェ＝マンジュ（伊徹満洲 ice manju/新満洲）人の伝説

「イチェ＝マンジュ人たちは皇帝に随従して戦さに出たが、取り残されて、敵に間近まで追いつかれた。彼らは逃がれて大河に至ったが、前方に大河、後方に敵を控えて行きあぐんだ。この時期はようやく九月になったばかりで、まだ川面は結氷せず、見る間に敵が追いつき、全員が殲滅されそうになった。そこで指揮官は兵士を放って結氷した場所がないか、河沿いを調べさせたところ、その兵士は戻ってきて「ありません」と報告した。このとき、すでに河辺に至ったイチェ＝マンジュ兵の大隊が焦ってじりじりしていると、たちまち河の中に一本の薄氷が張り、河を貫いて対岸につながった。この薄氷は河の上で九度曲がりくねっていた。指揮官は率先してズボン②を捲り上げ、この薄氷を歩きはじめると、大隊の兵士も付き随い一気に対岸まで渡りきった。対岸に着いて振り返ると、渡ってきたばかりのものは薄氷でも何でもなく、なんと一匹の大きな勾辛魚（geošen nimaha、魚種不明一筆者）であった。この大きな勾辛魚はイチェ＝マンジュ人たちを渡し終えると水中に沈んでしまった。敵は河辺まで追ってきたけれども追いつくすべがなく、かくしてイチェ＝マンジュ人たちは救われたのである。これより、イチェ＝マンジュ人は「別安馬哇」

(bigan mafa、「野祖宗」の意)を祭るようになったが、別安馬哇とはこの勾辛魚のことである。(以下省略) [講述：陶金寿]^②

②オロチョン人の移住伝説^③

「一七世紀中葉、一部のオロチョン人はすでにアムール河北岸から南岸に遷移していた。当時、オロチョン人でアムール河を渡って現在の活動区域に遷移したものには七つの氏族がある。そのうち、多布庫爾河・阿里河・托河一帯に遷移したものはカルタギル氏族とバヤギル氏族(シロコゴロフのいう興安ツングース一筆者補、以下の括弧内も同じ)、呼瑪爾河流域に遷移したものはマニヤギル氏族とゴヴァイル氏族(クマルチェン)、遜河・沾河一帯に遷移したものはマアカギル氏族・キャチギル氏族・モーコギル氏族(ビラルチェン)である。

このときの移動に関係する伝説は少なくない。ある伝説はつぎのようにいう。アムール河は結氷していなかったが、しかし多くの亀が橋を架けたので、オロチョン人の人馬は亀の橋を通してアムール河を渡り南岸に到着した。また、ある伝説によれば、オロチョン人はアムール河南岸を熟知していなかったので、ダウール人とよく相談して、ダウール人の大轆轤車の轍をたどって行くことに決めた。道がふたまたに別れた場所では、ダウール人が樹木で方向を指し示し、このようにしてオロチョン人は何昼夜となく進み続け、現在住んでいる場所に着いた。そこに至ると、樹木の標識がなくなり、車の轍も見失ってしまって、腰を落ち着けるより他なかったのだという。また、ある伝説によると、移動のとき、前に行くのはオロチョン人で、後ろに行くのはトナカイを飼うエヴェンキ人だったという。オロチョン人が前でとまると、エヴェンキ人が後ろでやはりとまった。これらの伝説では、亀の橋が神秘的な色彩に覆われているのを除けば、その他は見たところ、根拠がないわけではないようであるが、これらの伝説を実証するこ

とはすでにかなり困難となっている。」

③ビラルチェンに伝わるダウルカンの伝説^④

「ビラルチェン（オロチョン人の一地域集団）の伝承によれば、十七世紀に露西亜人が侵入する以前、黒龍江は彼等と異なる一民族によって占められてゐたという。そしてこれらの民族はその首領ダウルカン Daurkan の指揮の下に統御されていた。彼は婚して一子を挙げた。或時彼は配下の軍隊を率ゐて黒龍江を渡らねばならなくなつた。彼は一部将を遣はしてこの河が徒渉出来るか、どうか調べさせた。この部将は非常に吃驚した。何となれば、時正に猛夏の候であつて、河が結氷してゐる筈がなかつたからである。彼はこの疑ひにも拘らず、河のところまで行き河水の満々として流れてゐるのを見て還つて報告した。彼は死刑の宣告をうけた。そこで、ダウルカンは他の部将を派したが、この將軍も最初の將軍と同じ最後を遂げた。三人目の部将は歸つて来て、気づかひながらその主人に河が徒歩で渡れるであらうと報告した。軍勢はダウルカンと共に黒龍江岸へ来たが、皆が非常に驚いたことには、大きな正覚坊が河に橋を架けてゐるのを見た。ダウルカンは配下の軍隊と共にこの正覚坊の橋を通つて河を渡つた。彼らが河の向こふ岸に着いた時、ダウルカンは部将に皆が渡つてしまつたかどうか、尋ねた。その將軍は河をよく見ずに皆が渡つたと答へた。それから河を見ると、正覚坊の橋は徐々に水中に没しつつあり、これと一緒にダウルカンの息子が溺れた。ダウルカンの息子の妻は、河の対岸に居残つた。彼女は軍勢を集め、勇に抗して戦争を始めた。ダフルは彼女の軍隊から起こつたのである。ダウルカンは城壁は繞らした町を建てた。彼の幕営は僅か二三日間使用する時でさへ土壁を以て囲むのを常とした。従つて、黒龍江岸に発見される堡壘や城壁のある町の遺址は、すべてダウルカンによつて建てられたものと、ビラルチェンに信じられてゐる。」(か

な遣い等は原著表記のまま)

④赫哲(ナナイ)人の伝説^②

「昔、什爾大如^{シニルダフル}という額真(ejen:城主、首領、酋長の意)が国のために仇を討ったが、敵国の兵馬が強壯なので、什爾大如の人馬は連夜敗走する他なく、三江(アムール・ウスリー両河会合域)下流までひたすら逃げてきた。人馬は多いのに糧草もなく、疲れて河岸にやってきた。このとき、敵兵が追跡中で什爾大如に休息を許さず、馬に餌なく人に糧なく、その上に秋の夜の薄ら寒さが加わった。什爾大如は馬が嘶き、人が悲嘆するのを聞き、しきりに地団駄を踏み、手を揉むほどに焦燥し、こめかみの青筋がぴくりと盛りあがった。ちょうどこのとき、ある老兵が自分に手立てがございますと申し上げたので、聞き終わると什爾大如は部下にそのとおりにさせた。(犠牲にする)豚がいないので猪を狩り、香がないのでその代りに達紫(達子)香の花つきの枝を探して、龍王に供え、救助を願った。龍王は憐れな什爾大如を見て、蝦兵・蟹将・亀元帥を遣わし、大鰻哈(dau imaha:鮭)魚を、このとき海から追い返させた。……その頃は白露(九月八・九日頃)を過ぎたばかりで、大鰻哈魚は産卵の時期にあたり、魚たちは「卵を産んでから私どもを河へ追い返すのはいかがでしょう」といったが、龍王は「ならぬ。蝦兵・蟹将・亀元帥は、ここひと月のうちに大鰻哈魚をわしのために河に追い返せ」と一喝した。……大鰻哈魚は大変美味しく新鮮で、栄養も豊かであったので、人馬を問わず、食べはじめて数日も経つと、皆肉付きがよくなった。……それから後、什爾大如はあらためて兵馬を整え、河を渡ったが、追っ手も彼らを追いかけてはこなかった。什爾大如らは岸に沿って河一帯に住み着いた。老人たちの話によれば、これらの人々が赫哲族の祖先であり、彼らはもっぱら捕魚打獵を生業としたという。……」

上に掲げた四種の伝承が、④以外いずれも理由はどうあれ、大河に行く手を阻まれ窮地に陥った人々の前に、冬季ならば結氷した川面を渡れるところを、もしくは当然冬の結氷に相違ないと思いこんだところが、意外にも魚ないし亀——巨大な一匹の、あるいは群れをなす——のつくった浮き橋を渡り、対岸に到達することができたという点で、モチーフ上、東明王/朱蒙伝説と同類の説話として一括し得ることは、衆目の一致するところであろう。④にしても、追っ手に河辺へと追い詰められ飢餓に苦しむ人々を、水神の龍王が配下の水族(蝦・蟹・亀)を遣わして鮭を海から河へ追い上げ、危難を間接的に救った点で、類似のモチーフとみなして大過あるまい。同時に、三上論文が「魚鱉^③というのは中国的に修飾されたいい方で、実際には魚だけだったのであろう」と主張するのはやや勇み足で、亀も説話の本質的要素として無視できないようである。

説話の伝承者からいうと、①は黒龍江省チチハル北方の富裕県三家子屯の新満洲人(この場合は清代康熙朝以後に八旗に編入されたツングース系諸集団を指す)で、この説話を講述した陶氏とは松花江下流・アムール河・ウスリー河流域に原住した東海フルハ部のトホロ(托胡魯 tohoro)氏に由来する^④。この氏族は『李朝実録』に見える兀狄哈^{ウディゲ}の「都骨」氏族と同族であり、これを含む南突 namdulu、尼麻車 nimaca、巨節 gejile、伊乙仇車 ningguta、好時渴 hūsihari、古也乙 k̄ayala、兀者乙 ujala 等の兀狄哈^{ウディゲ}諸氏族は、数氏族からなる連合体を構成することもあった。なお、兀狄哈については本稿「三、越前漂流民の襲殺者は誰か」を参照されたい。④はアムール・ウスリー両河の合流点に近い黒龍江省撫遠県下八岔の赫哲(ナナイ)人である。②は黒龍江省北部の大興安嶺東麓一帯に分布するオロチョン人であり、③のピラルチェンも先述のごとくオロチョン人の一支派(愛琿南方遜河流域の諸氏族)であるが、ただし説話に登場するダウルカンについては注釈を要する。

ダウルカンなる人名はシロコゴロフも指摘するように、モンゴル系ダウル(ダフル/ダグル)人と直接的な関係があり^⑤、事実、上記とほぼ同じ伝説がダウル人に広く流布している^⑥。そこではダウルカンを

薩吉哈爾迪^{サジハルテ}ハン（ダウール全一八氏族の始祖たる伝説的英雄^㉗）に作り、彼をしてアムール河の渡河を余儀なくさせた理由もロシア人に喫した敗北のためとなっている^㉘。この他、息子の寡婦との戦争や堡塁・城壁の建設は、サジハルテ＝ハンが寡婦を無理やり娶ろうとしたので、どちらの軍隊が先に北京まで土壕を掘れるかを競い、彼女が勝って要求を斥けたという内容に置き換わっている。具体性から判断して、もともとダウール人の伝説であったと考えてよい^㉙。

さらに、プロットから見ると、②③④は明らかに故地から新天地への集団的移住を反映し、①も勾辛魚を徳としてこれをシャマニズム祭祀の対象としたことから推して、原形は④に近い移住にまつわる祭神の縁起説話であったと思われる。そう考えると、満々と水を湛える大河アムールのほとりに住むか、かつて住んでいた諸集団には、祖先が渡しのない大河に行きあたり、水神の遣わした魚鼈の浮き橋を渡って現在の居住地に移住してきたという説話が、広く共有されていたことが想定されてよからう。このことが夫余・高句麗の東明王/朱蒙説話にもそのままあてはまるものか、軽忽な判断を許さないが、朱蒙が前途を塞ぐ大河に向かって呼びかけた「我は是れ日の子、河伯（水神）の外孫」（『魏書』高句麗伝）、「我は是れ皇天の子、母は河伯の女郎」（『広開土王碑文』^㉚）などという文言は、魚鼈が水神の使いであったことを物語り、巨大な勾辛魚の神異性に通ずるものがある。

ところで、『満洲実録』に記録される清朝の開国説話は、以下のような粗筋となっている。①長白山東方ブクリ山麓のブルフリ湖に、天女の三姉妹が沐浴のために降りてくる。天神 abkai han は一柱の神 enduri を朱い果実に変身させると、神鵲に命じて末娘フェクレンの衣の上に置かせる。②フェクレンは朱果を呑みこんで妊娠し、ブクリ＝ヨンションを産みおとすと天界に帰る。③ブクリ＝ヨンションは母の教えに従って、小舟で河の流れを下り、三姓の人々が争う乱れた国に至り、国主に推戴されてマンジュ国の始祖となる。

②の感生/感精説話と③の亡人（始祖の異郷流落）説話が、いずれも夫

余・高句麗の東明王 / 朱蒙説話に通底することはつとに指摘されてきた。^④一方、『満洲実録』を含む『太祖実録』の文献学的研究により清朝開国説話の成立事情を解明した松村潤は、黒龍江フルハ部征討（天聰八/1634年）により来降したムクシケなる人物の

私の父祖は代々ブクリ山の麓のブルフリ池に暮らしていた。我等の処に記録はないが、古来の伝説では、そのブルフリ池に天の三人の娘エングレン、ジェングレン、フェクレンが沐浴に来て、神鵲が送って来た朱い果実を末娘のフェクレンが見つけて、口に含むと喉に入って身重になって、ブクリ = ヨンションを生んだ。彼の一族がマンジュ国人である。（これ以下はムクシケがブルフリ池を去った事情に関連するので割愛）

という供述が開国説話の①②として採用されたこと、またブクリ山とブルフリ湖が黒龍江城（愛琿）の対岸付近に位置する実在の地名であることを立証した。^⑤マンジュ人の故地がアムール河畔であったか否かは今後の考究に待つとして、清朝開国説話の③部分がもともと「魚鼈の浮き橋」要素を内包する亡人説話であった可能性もないとはいえないであろう。

三、越前漂流民を襲殺したのは誰か

——『韃靼漂流記』をめぐる一疑問——

『韃靼漂流記』を通行の書名とする、この江戸時代初期の漂流記が、清朝の入関（順治元/1644年）という劇的な場面に居合わせ、かつ摂政王ドルゴンをはじめ清朝廷の手厚い保護を受けた越前（三国湊）漂流民の目撃談なるが故に、戦前において日本・満洲国の歴史的な友好を体現する物証として政治的に利用されたことは、これまでも一再ならず指摘されてきた。そうした時代的制約に伴う解釈上の問題をあわせもちなが

らも、『韃靼漂流記』の書誌・内容面の考究に関して「文献的には、知り得る限りの史料を網羅し」た集大成と評価される著作が、園田一龜『韃靼漂流記の研究』(初版1939/復刻1980)であって、この評価は恐らく今後大幅に変更する必要はないであろう。もっとも、清初史料をめぐる新たな状況として『満文原檔』や天聰・崇徳・順治朝の満文『内国史院檔』が利用できるようになったこと、さらに清初史研究の進展が入関前後の国制に関する一層深い読み込みを可能としたことから、細部については加筆修正すべき部分も少なからず生じている。

その一つが標題に掲げた越前漂流民の襲殺者問題である。すなわち、寛永二一(清・順治元)年四月一日、竹内藤右衛門以下五八人の乗り組んだ越前の商船三艘が松前へ向って三国浦を出帆、途中立ち寄った佐渡を出た五月一〇日に暴風に遭い、推定六月一五日頃、「韃靼国」の海岸(沿海州南端のポシェット湾)に漂着した——計画的渡航との疑いも残る——。越前船の日本人たちは様子を窺いに来た現地の住民と身振り手振りで意志を通じあい、酒食を供したところ、住民たちは人參を持参して鉄の料理鍋と交換したので、日本人は

其時我等共申候は、此様な物は沢山に有之候やと、仕かたを致問候へば、此様成物はあの山に御座候と真似し見せ候。我等談合には、何方へ参るも商の為に候間、あの者共をたらし、人參の有所を教させ、取に可参と談合申、米を取せ可申候間、有所を見せ候へ、……。

ともちかけ、六月一七日の早朝、四四人が上陸して人參を手に入れようと企むが、逆に住民側の計略にはまり、船に居残ったものとあわせて四三人が襲殺された。生存者は捕虜となった一五人のみであった。

この一五人はその後、ニングタの清朝出先機関に保護され、瀋陽(盛京)を経て奠都まもない北京に向うことになるが、『韃靼漂流記』には四三名を弓矢で射殺した住民を特定すべき手がかりを欠く。園田説では、丸

腰の——これにも疑問がある——日本人を襲殺したのは「蛮族」＝野人女直に相違ないという思い込みから、さしたる根拠の提示もないままワルカ部人と断定されている⁴⁴。他方、園田の研究に対して①越前船の漂着地、②漂着地の民族、③漂着地を管轄した清国官憲の所在地、の三点から鋭い批判を加えた島田好は、漂着地をポシェット湾南西部のカレワラ湾とする園田説を否定し、同湾最奥部のヤンチヘ河（マンジュ語地名ヤンチュ＝ピラ yancu bira〔朝鮮史料の世春〕河口のノヴォ＝キエフスクに考定するとともに、その地の住民を広域に分布したワルカ部人ではなく、ポシェット湾周辺の比較的狭い地域に居住したクルカ部（一名クヤラ）であると主張した⁴⁵。

ところで、筆者もかつてクルカとクヤラの関係を考えて際に、①ヤンチュ周辺の実住民がクルカ部人であったことを確認すると同時に、②崇徳五（1640）年に清朝によって加哈禪と頼達庫とを首領とする二つのクルカ人集団（計一六三五人）に、羌都を首領とする集団——はじめ筆者はこれを第三のクルカ人集団と考えた——を加えた恐らくは三個の集団が、毛皮の貢納を負担する「辺民」としてヤンチュ屯に集結させられたこと、③加哈禪集団（首領は後に億宋阿に交替）は崇徳七（1642）年正月後まもなく、頼達庫集団と羌都集団は遅れて順治一一（1654）年までに、それぞれ琿春 huncun に移住させられたこと、④『韃靼漂流記』に襲撃者の村落、つまりヤンチュ屯の人口が「その人五百斗可有之様に存じ候へ共、後に一所に集り候ときは、千人斗も御座候」とあるのは、従って頼達庫・羌都二集団の人口に該当すること、等の諸点を指摘しておいた⁴⁶。

しかるに、その後、中国第一歴史檔案館編『清初内国史院満文檔案訳編一天聰朝・崇徳朝・順治朝一』（上中下三冊、1989）が刊行され、また原本の満文『内国史院檔』（筑波大学中央図書館蔵のマイクロフィルム）も閲読が可能となるなか、筆者はその崇徳七年一月初四日条に、④を裏づける確証を見出した。満文原文のローマ字転写とその和訳を対照して引用すると以下のとおりである。

lekerhi alban gajime jihe kûrkai laidakû de šangname
海獺皮の貢物をもたらしにきたクルカのライダクに 賞し
buhengge (原档残欠) mocin i camci fakûri, kamtu mahala
与えたもの (原档残欠) 青布の 襦衣と 褲, 氈 帽
tuhebuku umiyesun (原档残欠) sarin hargai giyaban gûlha
垂 纓 腰 帶 (原档残欠) 股子皮の 皮 靴
de wase jibsihai emu (原档残欠) ……yancu gašan de ice
に靴下を重ねたまま (原档残欠) ……ヤンチュ屯に新たに
guribuhe kûyala halai giyangtu, dalju, surako, adao,
移した クヤラ=ハラのギヤントウ, ダルジュ, スラコ, アダオ,
tuhio ere sunja niyalma…… (原档残欠) jihe doroi susai
トウヒオ この 五 人 …… (原档残欠) 来た 礼として 五十
duin niyalma be dere dasafi sarilaha.
四 人 (のクルカ・クヤラ) を 卓を 整えて 宴した。

このように、実は加哈禪率いるクルカ部人の先発集団が移住した直後、ヤンチュ屯には新手のクヤラ^{ハラ}氏、つまりウエジ部のクヤラ氏が遷され、頼達庫の集団と隣接聚居していたのであって、先の羌都がギヤントウに該当することは論を俟たない。それ故、『世祖実録』崇徳八年一〇月戊子条に「炎楮 yancu 地方庫牙喇氏 kûyala hala 二十六戸」とある通り、「千人斗」のうち少なくとも二六戸（約百数十人）は、清朝の手によって崇徳七年一一月までにヤンチュ屯に遷された羌都 giyangtu 配下のクヤラ氏集団であったわけである。

ここで襲撃者の正体が急転直下の解決を見る。というのは、すでに園田が引用する『李朝実録』所載の記事（仁祖二二年七月甲午条と同八月癸亥一乙丑条に見える北兵使成夏宗の馳啓）によって、漂流民を襲撃したのが「所乙古等胡人百余」であり、また捕獲した日本人生存者を清朝入関前の国都瀋陽まで連行護送したのが「也春酋胡長道」であることが判明していたが、この所乙古（ソルゴ）と長道（チャンド）こそ、上記『内国史院檔』

に見えるスラコ（満文 surako はスルカオ surkao とも読める）とギヤントウに他ならないからである。ただ、二六戸の壮丁だけで「胡人百余」を調達するのは不可能なので、日本人を襲撃したのはクヤラ氏の族人を主力とし、これにクルカ人を雑じえた軍勢であったと見るべきであろう。

なお、スラコ/スルカオに関しては、『世祖実録』順治六年八月丙午（一九日）条に「索倫部落の貢貂の博隆科等、及び延処郷の捕海豹人の蘇爾考等を礼部に宴す」とあり、延処郷 yancu gašan から海豹皮を貢納した事実を確認し得る。『清初内国史院満文檔案訳編一順治朝一』の順治六年一〇月初四日条——順治六年一〇月分は筑波大学蔵の満文『内国史院檔』からは惜しくも欠落——に、入貢からほぼ一ヶ月半を経た蘇爾考^{スルカオ}らのことが見えており、

延珠村の捕獺人蘇爾庫^{スルク}・尼珠・多鈕三人に妝緞制鑲領袖緞袍各一、毛青衣、褲各一、涼帽各一、……靴各一双、……帯各一、……三等馬各一、緞各六、毛青各十、撒袋各一套、獸角各一双を賞予す。蘇爾庫等一伙は著名の強徒にして、盛京に留め、……礼部より（賞物を）領取せしむ。逐一名を喚び、跪叩して接賞せしむ。賞し畢り、皇宮に向ひて一跪三叩礼を行はしむ。

とある。「延珠村 yancu gašan の蘇爾庫」らが取貢地の盛京において回賜を領取したことに加えて、彼らが清の羈絆に必ずしも従順ではない「著名の強徒」と評されたあたり、『韃靼漂流記』本文の「(清国の) 御法度万事の作法、ことの外明に正しく見へ申候。……但日本の人を殺候処は、遠国故御法度も聞請不申候」という記述とよく照応し、その徒党が日本人襲撃事件の実行者であったことをあらためて確信させる。

さて、クヤラ氏のもともと属したウエジ部は、ナムドウル（琿春河上流域）・スイフン（綏芬河流域）・ニマチャ・ニングタ（ともに牡丹江中流域）・フイエ（ウスリー江上流域）・ヤラン・シリン（ともに沿海州南部）・ウルグチェン・ムレン（ともにウスリー江左支穆稜河流域）諸路から構成され、

朝鮮側史料に見える兀狄哈諸種^{ウディハ}から忽刺温兀狄哈（フルン）と骨看兀狄哈（クルカ）を除いたものに相当する。このウェジ部＝兀狄哈には南突namdulu、尼麻車nimaca、巨節gejile、伊乙仇車ningguta、好時渴hūsihari、都骨tohoro、古也乙kūyala、兀者乙ujalaなどの氏族名があったうち、古也乙はクヤラ氏に該当し、尼麻車がホイファ国の始祖が出自したニマチャ部と関係する⁴⁸ことも疑いない。「性驍勇にして闘ひを善くすること他種の比に非ず」（『李朝実録』燕山君二年八月辛巳条）と恐れられた兀狄哈諸氏族は、三姓・四姓・五姓・七姓・九姓・十姓兀狄哈などの一時的な軍事連合を組織することもあったが、永続的かつ大規模な政治勢力には発展しなかった。

ウェジ部はヌルハチによって大半がヘトウ＝アラ周辺に遷住させられ（万暦三八/1610年）、太宗ホンタイジの時代には、辺民＝「毛皮の貢納要員」として原住地に残された諸氏族の地域的分派や村落が個々分散するに過ぎなかった。これらは後、康熙年間になると八旗に編入され、クヤラ＝マンジュと総称される。一方、琿春地方においてクルカ部人と聚居したくだんのクヤラ氏集団は、前者の管轄下に置かれるうちに、クルカとも別称されるようになったことを付記しておく⁴⁹。

末筆ながら、『韃靼漂流記』に関する近年の収穫として、杉山清彦「『韃靼漂流記』の故郷を訪ねて——越前三国湊訪問記——」⁵⁰を挙げておく。入関前後の清政権を活写する史料としての可能性、近世東アジアの海禁＝対外管理体制、明清交替期における徳川政権の対外政策といった視角から、『韃靼漂流記』研究の動向を明快に展望するとともに、園田以後に公表された同『漂流記』関連の文献一覧も付され、今後の『韃靼漂流記』研究に確かな指針を提示したものとして高く評価し得る。

四、明代ジュシェン人の血讐「耶羅」

ヌルハチがジュシェン諸部を統一し、公権力を漸次確立する以前、マンチュリアは

処々に賊盜が蜜蜂のごとく紛々と起こり、各々身を持上げてハン、ペイレ、アンバンといい、ガシヤン(村)ごとにエジェン(首領)、ムクン(族)ごとにウジュ(頭目)となって互いに攻め戦い、兄弟のなかで殺し、ウクスン(族党)多く力の強い者が弱く臆病なのを欺き奪い掠め、甚だ乱れていた。——『満洲実録』巻一より

と形容されるような混乱の渦中にあり、各地に割拠する諸集団の闘争が常態化していた。そうした闘争は多くの場合、殺人を発端とする「血讐」(blood feud)の形態をとった。『満洲実録』に見えるニングタ部とドンゴ部の闘争などはその典型といってよい。

ところで、復讐行為を明代のジュシェン人たちは「耶羅」と呼称した。これは朝鮮の『李朝実録』のみに看取される用語であり、つぎの五例を提示し得る。

①中宗一五(1520)年六月辛巳条の「耶羅」야라

金詮等に命じて辺事を議さしむ。僉みな曰く「莽哈らの罪せ被るの後、住張哈(莽哈の弟)、報復に憑藉す。南羅・巨耳を殺すと雖ども、是れ則ち自中の耶羅なり(割注：胡言、報讐を耶羅と為す)。此れを以て兵威を輕拳し、以て辺讐を開く可からず。……」と。

②中宗二〇(1525)年七月庚辰条の「也乙阿」야을아

政府・兵曹・備辺司議す。啓して曰く「尼車に々々(尼々車の誤) 亏知介、辛亥年の北征自り後、絶えて往来せざる者こと三十四、五年。……且

つ尼車^{ニケ}車(尼ケ車)大屯にして此の人等のみ(河順川 gašun bira に来居して) 独り帰順を請ふ。其の罪を其の類に得しか(其得罪於其類)、亦た未だ知る可からず。且つ城底の吾道里は、則ち其の彼の人等と常に也乙阿(割注: 胡人報復して相戦ふの語)するを以ての故に相通ぜず。……」と。

③中宗二三(1528)年一二月己未条の「也乙阿」야을아

李之芳(同知中樞府事)曰く「……前者[世祖王の時代]に姜孝文の鍾城府使^た為りし時、彼の也乙阿(割注: 胡語猶ほ報復を云ふがごとし)、同類者より出来ず。其の時、兵使(割注: 其の名を失す)追撃して彼の地に入る。彼の賊、奮怒逆戦し、印及び戦馬皆搶奪せらる。……是を以て之を見れば、追撃は禁ぜざる可からず。若し之を禁ぜざれば、則ち終に大弊有らん。……」と。

④中宗二六(1531)年一二月己未条の「也乙羅」야을라

檢詳宋純、政府の意(割注省略)を以て啓して曰く「今、兵曹の知辺事と議し得たるに、則ち聞くならず、彼の人(深処于知介)前に或いは統統として交通し、或いは也乙羅(割注: 猶ほ報讐を言ふがごとし)を為すの時有れども、而れども五鎮に交通するの時無し。(五鎮城底の兀良哈をして深処于知介と)交通せ令めること勿きを欲すと雖ども、其の教行はれず。此れ甚だ難事と為すなり。……」と。

⑤明宗九(1554)年正月己巳条の「擲羅」야라

備辺司啓して曰く「城底の胡人は国家の藩衛為り。凡そ体探及び諸事、辺將の役すること編氓に同じ。而るに深処野人の擲羅するの時(割注: 胡人相闘ふの俗、之を擲羅と謂ふ)に至っては、視ること秦越の若く、例として救援せず。……今後、賊胡擲羅するの時、城底胡人の勢、若し敵せざれば、……敵に兵威を示して多方救援し、……藩籬を固むるの事を以て節度使・觀察使の処に下書する

は如何」と。

①は鍾城府近傍、河伊乱 hailan bira 地方の兀良哈（ワルカ〔毛憐衛〕）人有力首長たる莽哈・阿叱豆之父子が入京した際、賜物の内容と阿叱豆之への授職に不満をもった莽哈が、「不遜の言を多発し、光化門外を出でて通事を打」（『李朝実録』中宗一〇年正月丙戌条）つたため、朝鮮政府は莽哈父子を逮捕し、珍島（全羅道）に配流した⁵³。これに怒った弟住張哈は、莽哈とともに入京した同類の兀良哈人に怨みを転じ、「耶羅」（報讐）に託けて南羅・巨耳殺害に及んだのであった。②は尼尔車大屯（後述の尼麻車〔ニマチャ〕兀狄哈の本拠）と城底の吾道里（オドリ〔建州左右衛の同種族〕）とがかねて「也乙阿」（報復）の関係にあったこと、③は前後の事情を詳らかにしないが、②と同様に「也乙阿」が報復を意味したこと、④は兀良哈と深処于知介（奥地の兀狄哈）が平和的な交渉と「也乙羅」（報讐）による関係断絶とを繰り返していたことを、それぞれ指摘する。⑤は朝鮮の辺将が五鎮（慶興・慶源・穩城・鍾城・会寧）城底の胡人（主体は兀良哈）に対して、使役するときには編氓同様に臨みながら、深処野人（奥地の兀狄哈）との「擲羅」（相闘）には拱手傍観をきめこんで救援せず、却って藩衛たるべき兀良哈の衰弱を招いたことを指弾する。

語源の詮索は後回しにするとして、ともあれ「耶羅」が復讐とその応酬を意味したことは疑いない。明代のジュシェン人における復讐行為の蔓延については、朝鮮・成宗朝の指導的な文人官僚であった成侃（1439～1504）の『慵斎叢話』巻一〇に要点を尽くした総論的記事が見え、「野人〔=ジュシェン諸種〕は惟だ報怨を以て事と為し、数世と雖ども忘れて以て失せず、相伝して兵を起す。其の兵も亦た皆価を給して招来す。故に苟しくも死者有れば、皆財を以て之を賞す」とある⁵⁴。『李朝実録』にも執拗な報復を物語る類例が少なからずあり、とりわけ代表的な記事を補足すると以下ようになる。

①世宗一五（1433）年五月甲戌条

知申事の安崇善啓して曰く「判中枢の河敬復、臣と言ひて曰く『兀良哈の類、報仇の心は伝へて後世に至るも尚ほ忘懷せず。今、洪師錫は彼の土を往征し、殺掠すること甚だ衆し。彼の人、師錫の(江界)府使と為るを聞けば、則ち必ず意を報復に注がん。……改めて他人を除するは何如』と。」

②世宗一九(1437)年四月庚午条

咸吉道都節制使の金宗瑞……等、上言すらく「……彼(嫌真兀狄哈)、我に謂ひて曰く『朝鮮は侵すと雖ども、而れども復讐せず。兀良哈の類は必ず報復す。故に朝鮮を侵すに如かず』と。其の言、由有るなり。……」と。

③世宗二二(1440)年五月丙寅条

咸吉道都節制使の金宗瑞……書を承政院に奉りて曰く「巨乙加介(嫌真兀狄哈人)の子、都乙温(兀良哈人)に因つて臣等に謂ひて曰く『国家、吾が父を殺さずと雖ども、然れども我が父を拘執し、父己に物故す。父は則ち已むも、継母・同産は尚ほ在り。請ふらくは須く遣還すべし。夷狄の法、父母の讐を復さざれば、則ち羞愧(愧?)して敢へて顔を挙げず。……』と。……」

④世祖七(1462)年七月己亥朔条

尼麻車兀狄哈の阿仁帖木、来たりて土物を獻ず。……阿仁帖木又た啓すらく「幹朶里等の我に嫌を構へるや久し。……我等報復の心、何れの日か之を忘れんや。我等の性、復讐を好み、子孫に至ると雖ども旧怨を忘れず。……」と。

⑤成宗一三(1482)年一二月乙巳条

永安道節度使の朴星孫、馳啓すらく「兀狄哈等、慶源等処城底の兀良哈と作讐し、相与ともに報復す」と。命じて領敦寧以上及び兵曹

に議せしむ。鄭昌孫・盧思慎・李克培の議すらくは「兀狄哈等、兀良哈と作讐し相報復を為す、其の来たれるや已に久し。其の備禦の方、節度使は必ず尽く布置し、須く遥授すべからず。但だ其の俗、戦闘に勇にして、報復を喜ぶ。一たび与に隙を作せば累世忘れず。若し応変機を失すれば、則ち兵は連なり禍は結び、之を解くこと難しと為す。……」と。

①は兀良哈の朝鮮に対する、④は尼麻車兀狄哈と斡朶里(オドリ)間の、⑤は兀狄哈と兀良哈間の、執拗な復讐の反復を明示し、②からは嫌真兀狄哈(尼麻車兀狄哈、具州兀狄哈とも称する)が復讐を受ける恐れのない朝鮮を、兀良哈よりも与しやすしと見ていたことが判明する。また、②③④⑤の一方の当事者が兀狄哈であったのは、氏族的紐帯の緊密な尼麻車など諸姓兀狄哈(ウエジ)における「血讐」が、オドリ・ワルカよりも一層峻厳な義務(=「夷狄の法」として課されていたからであろう。

③は朝鮮政府による巨乙加介の拘執・配流事件⁵⁴に関わり、巨乙加介・土豆父子の殺害を疑ったその一族が復讐として四百余騎を率いて鍾城府甫青平を寇掠したところが、五人の損失を出して退却する(世宗二五/1443年九月甲戌条)。この五人は「土豆の同産(=兄弟)と近戚」(世宗二五年一〇月庚寅条)であったというから、先鋒をつとめて戦死を遂げたのであろう。これより約半世紀後の情報になるが、朝鮮軍が尼麻車兀狄哈の本拠を討伐したとき(辛亥[成宗二二/1491]年の北征)、後者の戸口は四百余戸に過ぎなかつたので、鍾城府に來襲した四百余騎を単独で動員し得たとは信じ難い。「近戚」と見えるから、姻戚関係にある異姓兀狄哈に助兵を要請したものであって、『慵齋叢話』に明記するごとく助兵は代価の支払いと戦死者への賠償義務をともなった。『李朝実録』成宗六年七月癸丑条の「虜俗、兵を他部に請ひ、一人を失へば、則ち贖ふに十人を以てし、馬を失へば、則ち贖ふに五馬を以てす」は、これを裏書きする。

もっとも、殺人はつねに復讐を惹起したわけではなく、賠償による和

解が可能であった。というより、賠償の支弁が和解の必須要件をなし、その証左として「童尚時（高嶺鎮城底の幹朶里）、則ち（同類の）沙陽介を（射）殺せる後、価銭無くして其の一族と和解するを得ず」（『李朝実録』成宗一七年七月丁巳条）という事例を挙げ得る。『李朝実録』に散見する「血価」⁵⁶・「殺銭」⁵⁷などが賠償に該当する語彙であって、字面こそ金銭による賠償に見えるが、主として馬牛等の動産形態をとったようである⁵⁸。なお、傷害事件も賠償の対象となったが、事後、被害者が死亡した場合、別個に復讐を実行すべき理由となった⁵⁹。

さて、周知のとおり殺人に起因する「血讐」と人命賠償による和解は、金朝建国前より女真人に存在した。『金史』巻一・世紀は、金室完顔氏の始祖函普に仮託した以下のような説話を載せる。

始祖、完顔部に至り、居ること之に久し。其の部人嘗て它族の人を殺し、是に由りて両族交々悪み、鬪鬪解く能はず。完顔部の人、始祖に謂ひて曰く「若し能く部人の為に此の怨を解き、両族をして相殺さざら使めば、部に賢女有り、年六十にして未だ嫁がず、当に以て相配し、仍ほ同部と為すべし」と。始祖曰く「諾」と。

文中、加害者側の完顔部と被害者側が「両族」とも形容されたように、また通常「凡そ部族は既にして〈某部〉と曰ひ、復た〈某水之某（部）〉と曰ひ、又た〈某郷〉〈某村〉と曰ふ」（『金史』巻六六・曷伝）ことによって識別されたように、「部」とは河辺に村落をなす地縁化した父系血縁集団と解してよい。完顔部人から調停を委ねられた函普（＝中立の第三者）は、最初に被害者を出した「部」に乗り込み、「際限なく復讐を繰り返して徒に損害を重ねるより、賠償を受取って和解し復讐を停止するに如かず」と説得し、かくて「女直の俗、殺人に馬牛三十を償ふは此れ自り始ま」（世紀）つたとされている。無論、女真人古来の殺人賠償を函普が創始したというのは、『金史』の付会に過ぎないにせよ、公権力の未発達な社会において自力救済的な血の復讐が、甚大な損害をだしたあげ

く、やがて人命賠償による秩序回復へと向った軌跡⁶³を、説話なりに反映したものには相違ない。

金初の刑法は厳酷をもって聞こえ、殺人強盜は死刑に処し、その家族を奴隸とする一方、なお賠償制を色濃くとどめており、加害者の親族は罪を牛馬財物をもって賠償することが許され、これを官と被害者の遺族が分け合った⁶⁴。しかし、金国が漠地を征服領有するのにもない、女真固有法は実刑主義的な中国法と抵触するに至り、その後退を余儀なくされた。金国の滅亡後、マンチュリアの女真人は大元ウルスの遼陽行省、特に合蘭府や水達達路の統治下に入る。いま、水達達の何たるかは不問に付すとして、ともかくこの領域の住民が「旧俗に仍」って生活し、大元ウルスのマンチュリア統治も「俗に随ひて治む」（『元史』巻五九・地理志二）ものであったことに留意したい。周知のように元代、モンゴル固有法と中国旧慣の妥協ないし調和として、「焼埋銀」とか「償命錢」と呼ばれる人命賠償制が効力をもったが、遼陽行省治下の女真人にも実は人命賠償制が残存したからこそ、「焼埋銀」「償命錢」の異表記と考えられる「血価」・「殺錢」が記録にとどめられたのであろう。

明朝の成立によってモンゴル勢力が北帰すると、元末明初の混乱に乗じてマンチュリアでは東北から西南に向って、部族規模の移動がたびたび生じた。明政権は永楽期以後、大小のジュシェン諸集団を衛所制に取り込み、朝貢と馬市交易を通じて統制下に置こうと試みるが、特に明代中期以降、対モンゴル関係が守勢に転じるとともに、マンチュリアへの関与も著しく消極化せざるを得なかった。再び公権力なき割拠状態へ回帰したジュシェン諸集団に、血讐が盛行していたことは先に概観したとおりである。

最後に「耶羅」（「也乙阿」「也乙羅」「挪羅」）の語源について一言しておこう。結論からいえば、これに該当するジュシェン/マンジュ語は存在せず⁶⁵、むしろ「有罪，責任，犯罪，重罪，軽罪；賠償，懲罰，刑罰，罰金」を意味するモンゴル語 *yal-a*⁶⁶ の借用語と考えられる。とすれば、大元ウルス治下で定着した用語に相違なく、元来の文脈では殺人「罪」とそれに

対する「賠償」を意味したものが、明代の特に中期以降、ジュシェン社会が割拠状態へ回帰していくなか、復讐の意味に転化するようになったと推察される。

こじれた「耶羅」を取捨決着させるには、おおがかりな講和儀礼を挙行する必要があり、『李朝実録』世宗二四年二月壬辰条にオドリ（幹朶里）の吾沙哈が朝鮮に保護を仰いだ真意を後者が確認した際の、吾沙哈のそれに対する返答が

吾沙哈曰く「我、林阿車（尼麻車兀狄哈）と隙有り。常に我が輩を来殺するを恐る。和親を結びて以て讐嫌を解かんと欲するも、然れども和親の時に於いては必ず両つながら皆兵を陳べて相對し、仍ほ牙保をして結好の故を伝言せしむ。我が輩本より軍兵無し。願はくは国家の兵に頼りて、以て和親の計を成すのみ」と。

とある。牙保（仲裁者）については、中宗二六年十一月己未条にも

同知事尹殷輔曰く「臣聞くならく『五鎮城底の彼の人、深处于知介と和親せんと欲す。者乙羅（割注：者乙羅、猶ほ通事を言ふがごとし）を送りて和を議し、或いは結婚す』と云ふ。……」と。

とある。「者乙羅」자을라とは、これを送って縁組を取り持たせたからには、「媒酌人」を意味するマンジュ語 jala に同定して大過ない。婚姻が敵対的な集団間に友好を樹立する最も効果的な手段であればこそ、ジャラは集団間の和親を媒介する「牙保」や、また意思疎通を図る「通事」にも語義の拡張を見たのである。

注

- ① 女直 / 女真の金代における正確な原音は不明であるが、『三朝北盟会編』の「朱理真」や『元朝秘史』の「主兒址揚」jürčed (jürčen の複数形) に照らして、

ジュルチェン近似の発音であったことは確かであろう。金啓琮『女真文辞典』1984によれば、女真文字でジュシェンと表記した資料は明初の成立に繋る四夷館本[乙種本]『女真館訳語』『雑事・人物門』と『奴兒干永寧寺碑』女真文碑面以前には遡らないようであるから、本稿でのジュシェンの呼称は明代以降の使用に限定し、それ以前はしばらく当該時代の漢籍に従い女直/女真のままとしておく。

- ② 満文老檔研究会訳注『満文老檔 I・太祖 1』1955、頁 304[国立故宮博物院『旧満洲檔 (二)』頁 642]。
- ③ 東洋文庫東北アジア研究班編『内国史院檔 天聰八年 本文』2009、頁 88。
- ④ 山本謙吾『満洲語口語基礎語彙集』1969、頁 100。
- ⑤ 凌純声『松花江下游の赫哲族』(国立中央研究院歴史語言研究所単刊甲種之十四、1934) 頁 200。
- ⑥ 泉靖一「赫哲(ゴルジ)族踏査報告」[初出 1938] (『泉靖一著作集 1』1972 所収) 頁 60。
- ⑦ ウノ・ハルヴァ [田中克彦他訳] 『シャマニズム——アルタイ系諸族の世界像——』1970) 頁 171。
- ⑧ 泉靖一「大興安嶺東南部オロチョン族踏査報告」[初出 1937] (『泉靖一著作集 1』1972 所収) 頁 47。
- ⑨ 秋浦『鄂倫春社会的發展』1978、頁 158～159。
- ⑩ 泉靖一「犬と日月蝕」(『民族学研究』15-1、1950) 頁 79～80。
- ⑪ 'eclipse' (Maria Leach, Jerome Fried: *Standard Dictionary of Folklore, Mythology and Legend*. New York, 1949. pp. 337～338)
- ⑫ 服部健『ギリヤーク—民話と習俗』1956、頁 77・78。
- ⑬ M.A. Czaplicka: *Aboriginal Siberia*. Oxford, 1914, p. 287.
- ⑭ ウノ・ハルヴァ前掲書、頁 172～173。
- ⑮ 護雅夫訳注『中央アジア・蒙古旅行記』1979 所収「ルブルクのウィリアム修道士の旅行記」頁 280。
- ⑯ ウノ・ハルヴァ前掲書、頁 173。
- ⑰ ボターニン [東亜研究所訳] 『西北蒙古誌 第二巻・民俗慣習篇』1945、頁 253～254。
- ⑱ 孫晋泰『朝鮮の民話』(民俗民芸叢書 No. 7) 1966、頁 6～8。
- ⑲ 森三樹三郎『支那古代神話』1944、頁 185～194。
- ⑳ 小谷文夫・小谷武夫訳『世界文学大系 5 B 史記 列伝篇』1962、頁 414。
- ㉑ 戸川芳郎・木山英雄・沢山昭次訳『淮南子』(『中国古典文学大系 6 淮南子・説苑』1974 所収) 頁 243、および楠山春樹訳注『新釈漢文大系 62 淮南子(下)』1988、頁 956 による。

- ②② 大林太良「東南アジアの日蝕神話の一考察」『東洋文化研究所紀要』九・1956、頁242。
- ②③ 吉川利治・赤木攻編訳『世界民間文芸叢書第三巻 タイの昔話』1976所収「カエルが月を食べる（月食）」、頁29～33。
- ②④ 日本民話の会・外国民話研究会編訳『世界の太陽と月と星の民話』1979所収「蛙が太陽を呑みこむ」、頁18～19。
- ②⑤ 同上書所収「天の犬が魔法の草を追う」頁111～113。
- ②⑥ 大林太良「朝鮮の檀君神話とツングースの熊祖神話」（『東アジアの王権神話』1984所収）頁374～376。
- ②⑦ 三上次男『古代東北アジア史研究』1966/1977所収〔初出1950〕、頁483～489。
- ②⑧ 金啓琮『満族的歴史与生活——三家子屯調査報告』1981所収の「関于伊徹満洲の伝説」〔陶金寿氏の講述を主とし、陶来水氏の講述によって補正〕（頁86）による。ちなみに本稿では「関于伊徹満洲の伝説」の満洲語文語・口語〔黒龍江方言〕体のテキストとして、愛新覚羅・烏拉熙春『満族古神話』1987所収「伊徹満洲の伝説 ice manju i ulaha juben」頁68～73を参照した。
- ②⑨ 原文は「氷碓」であるが、「氷のかけら」の意味であるから、ここでは同音の「氷槎」（薄氷の意）と解釈しておいた。
- ③⑩ 秋浦『鄂倫春社会的発展』1978、頁39～40。
- ③⑪ S.M. シロコゴロフ〔川久保悌郎・田中克己訳〕『北方ツングースの社会構成』1941、頁144～145。
- ③⑫ 「赫哲人和大鰲哈魚的故事」〔吳進財等口述、1958.9/19ウスリー江畔にて搜集整理〕〔隋書金『天鴛姑娘の伝説—東北少数民族民間故事選』1982、頁15～16〕。什爾大如 sirdalu（後出の于曉飛の著書によれば「明かり」の意）は凌純声『松花江下游的赫哲族』（下冊）1934の「附録 赫哲故事」頁328～348に収録される英雄叙事詩の主人公（モルゲン）の一人であり、この種の口承文芸ジャンルをイマカン imakan と称する（于曉飛『消滅の危機に瀕した中国少数民族の言語と文化—ホジェン族の「イマカン（英雄叙事詩）」をめぐる』2005、頁32～34）。「赫哲人和大鰲哈魚的故事」とよく似た類話に孟志東編『達斡爾族民間故事選』1979所収の「大馬哈魚游到庫瑪爾河」（頁318～319）がある。ここではダウール兵数百名を含む清軍がロシア兵の籠城するアルバジン（雅克薩）へ進軍する途上、人馬の食料が尽き庫瑪爾河で立ち往生したので、清帝がこれを救うために龍王に懇望したことになっている。また、話の後半には鮭の溯上を腹部の赤い斑紋の縁起に関連させて説明する部分加わる。
- ③⑬ 三上前掲論文、頁485。
- ③⑭ 金啓琮前掲書、頁23～24によれば、三家子の地名は計布出・托胡魯・摩勒吉勒の三姓に由来し、計布出が旧満洲、後二者が新満洲に属する。新満洲の二

- 姓は康熙一三年以降、主として東海フルハ部人をもって編成された新満洲ニルのトホロ・メルジェレ二姓に該当する。
- ③⑤ シロコゴロフ前掲書、頁145。
- ③⑥ 内蒙古自治区編集組『達斡爾族社会歴史調査』1985採録の「関于辺堡の伝説」（頁32～33）、薩音塔娜『達斡爾民間故事選』1987採録の「薩吉爾迪汗の伝説両側」（頁8～10）参照。
- ③⑦ 池尻登『達斡爾族』1943、頁82。
- ③⑧ この移住伝説は、オロチョンのそれ同様、ハバロフらロシア人によるアムール流域の劫掠に対して、清朝がアムール中流域のダウル人らに嫩江流域への南下退避を命じた順治一一（1654）年の史実を反映する。アムール流域をめぐる露清の角逐については、さしあたり吉田金一『近代露清関係史』1974・頁25～40の簡明な叙述を参照。
- ③⑨ サジハルテ＝ハンについては「あるとき息子と兵を率いて河を渡ろうとしたが渡し舟がなく、まだ結氷の時期ではなかったのに、忽然と川面に一本の氷の橋が現れた。薩吉（哈）爾迪汗は兵の一部を率いて先に渡ったが、息子は伝令が誤って渡河の時刻を告げたため、渡り損ねてしまった。氷の橋が融けてしまい、息子と残りの兵は河のこちら側に置き去りになった」という伝説もあるが、これは前述した後金軍の黒龍江遠征の逸話に影響された変形と考えられている（傳学煥『遼史叢考』1948所収「関于“薩吉爾迪汗”和“根特木耳”的資料」頁376）。
- ④⑩ 武田幸男『高句麗史と東アジア』1989、附録一「広開土王碑文釈文」頁430、附録二「広開土王碑文釈読」頁434。
- ④⑪ 稲葉岩吉『光海君時代の満鮮関係』1933（1976復刻）所収「別録 満洲開国説話の歴史的考察」頁119～120。特に感生/感精説話については、三品彰英『神話と文化史』（同『著作集』第三巻、1971）所収「神話と文化境域」〔初出1948〕頁498～499。
- ④⑫ 松村潤『清太祖実録の研究』（『東北アジア文献研究叢刊2』）2001、頁19～24。
- ④⑬ 春名徹「鞑靼漂流記——万里の長城を越えて」（同『世界を見てしまった男たち』1981所収）頁221。
- ④⑭ 園田一龜『鞑靼漂流記の研究』頁69～72。
- ④⑮ 島田好「鞑靼漂流記について」（『書香』一五―四、1943）頁3～6。
- ④⑯ 拙稿「クルカ Kúrka とクヤラ Kúyala —— 清代琿春地方の少数民族——」（『立命館文学』五一―四号、1989、頁34～40）。
- ④⑰ 園田一龜前掲書、頁58・83。
- ④⑱ 今西春秋『満和蒙和对訳満洲実録』1992、頁19～21。
- ④⑲ 同様の評価は『八旗通志初集』卷一五二・康果礼額駙伝所載の、太祖ヌルハ

チが特に大臣に論じた「那木都魯は各国に比して号して強盛と為す」という発言にも観察することができる。

- ⑤① 拙稿「クルカ Kúrka とクヤラ Kúyala —— 清代琿春地方の少数民族——」頁 48。
- ⑤② 『満族史研究』三、2004、頁 156～172。
- ⑤③ この事件の経緯に関しては、河内良弘「中宗・明宗時代の朝鮮と女真」（同『明代女真史の研究』1992）頁 700～703 参照。
- ⑤④ 血讐がいかに酷烈であったかは、B.A. トウゴルコフ [齊藤晨二訳] 『トナカイに乗った狩人たち—北方ツングース民族誌』（1981、頁 126～127）がツングース系のエヴェンキ人に関して、つぎのように活写する。「人が殺された。自分たちの氏族の者が殺された。よそ者の矢が彼の心臓を射ぬいた。どういう殺人か、計画的か過失かは重要ではない。そんなことは調べはしない。死には死を、殺されたら復讐されねばならぬのだ。復讐者たちは、槍をかまえて加害者たちのチューム（円錐形天幕）へと急ぐ。と、彼らもまた待ちかまえている。彼らは、遊牧していた付近一帯の川筋から一カ所に集まって待っている。彼らの中の、だれか一人があこの行為に対して、自分の命で代償を支払わねばならないのだ。……“好意など我々は知らぬ。怨恨を忘れるわけにはいかぬ”。このように一八世紀にウダ川流域のエヴェンキ人は自分たちについて語っていた。……もしも双方が損害を蒙るとしても、事の発端となった加害者側に一人多い犠牲者を出さねばならなかった。さもなければ、戦いは継続され、しばしば完全な破滅にまで至る。……」
- ⑤⑤ 巨乙加介拘執事件の詳細については、河内良弘「阿速江衛について」（同『明代女真史の研究』1992）頁 581～584 参照。
- ⑤⑥ 河内良弘「明代の東京城地方」（『田村博士頌寿東洋史論叢』1968）頁 284～288。
- ⑤⑦ 『李朝実録』世祖一一年一〇月甲申条、および後注⑤⑧を参照。
『李朝実録』世祖一三年五月己巳条に「野人、埋葬錢を称して血価と為す」とあるように、朝鮮では血価を埋葬錢と呼んだ。檀国大学東洋学研究所『韓国漢字語辞典』（巻一・1992）「埋葬銀」の項目に、「人を殺したのからその葬礼の費用として徴収する錢」という解説があり（頁 964）、用例として『李朝実録』世祖五年六月己未条の「刑曹啓すらく『北青府使の徐浸、府民高玄らの（徐浸の）過失を暴揚し、觀察使に訴ふるを以て、玄を杖して死を致す。律は応に斬待時（秋まで斬刑延期）とすべし』と。上、功臣なるを以て原し、只だ告身を収め、埋葬銀を徴し、全羅道咸平県に安置せしむ」を挙げる。
- 他の用例としては、『李朝実録』世祖一三年三月己丑条に、骨看兀狄哈の柱同於が「麻尚哈の我が意を慶興に達せず、我をして京に如き朝謁せ使めざるを怨み」、慶興の人畜を殺掠したのに対して、朝鮮当局が同類の李多弄哈に「速

やかに往きて柱同於を拿致」した上、「埋葬錢を督索せよ」と命じた事実が見える。また、『李朝実録』世宗一三年一二月辛丑条にも、宣徳帝が朝鮮を經由して女直地面に派遣した内官尹鳳配下の頭目沈貴が朝鮮国内で起した殺人事件に対して、世宗が宣徳帝の面目を慮って尹鳳による沈貴の処罰を許可するとともに、「尹鳳に諷して、埋葬錢を徴して死者の家に給せよ」と命じた用例がある。以上を勘案すると、埋葬錢／銀は朝鮮王朝が刑律の適用外に置いた功臣・野人・漢人による朝鮮人致死事件の賠償であったことが判明する。埋葬錢／銀は後出の元代における「焼埋銀」「償命錢」を継承した語彙と推測されるが、詳しくは後考に待ちたい。なお、沈貴の一件については、平木實氏（元天理大学国際文化学部教授）のご教示を賜った。この場を借りて謝意を表したい。

- ⑤7 『李朝実録』成宗二年一〇月辛未条に、兀良哈の伐乙處・阿下・者里らが故なくして朝鮮の辺民を殺したので、永安北道節度使宣炯が五鎮城底の兀良哈柳尚同介らに犯人の連行を命じたところ、連行に向った柳尚同介らが帰還して「賊徒、誅を畏れて敢へて来たらず。牛五十頭、白玉の小仏一軀を以て殺錢と為し、我等に付して送呈せしむ」と報告したとある。遺憾ながら、この殺錢が死者何人分の代価であったのか不明である。
- ⑤8 後注⑤9、ならびに以下を参照。幹木河居住の幹朶里人童家時波が朝鮮人池万を射殺したとき、「殺人を償ふも、而れども只だ一馬を用ゐるのみ」（『李朝実録』世宗一五年八月丁酉条）であり、やはり同地居住の幹朶里人童凡察がかつて女婿に朝鮮人一名を射殺させたときも「只だ（馬）一匹を徴せ使むるのみ」（世宗二年二月癸未条）であった。
- ⑤9 『李朝実録』世祖一一年一〇月甲申条によれば、穩城城底居住の兀良哈人多乃が、同地に立ち寄った具州尼麻車兀狄哈人の下大と諍いとなり、下大が多乃の左乳の下を射たが、死亡しなかったので「只だ血価の馬一匹・銀頂子一を徴するのみ」であった。しかるに、事後に多乃が死亡したため、「一族同類の人、最後に於いて入婦報仇せんと欲す」という事態に発展した。
- ⑥0 函普説話と酷似する点で、ツングース系オロチ人における血の復讐と人命賠償による秩序回復の過程は注目に値する。すなわち、オロチ諸氏族間の復讐（クヂマチ）は、故意と偶発を問わず殺人に端を發し、不意打ち的な襲撃が交互に反復され、両氏族のうち「刀折れ矢尽きた何れかの側は、遂に軍使を派して和を請うようになる。其処で両氏族は一先ず休戦に入り、やがてジャンギ（裁判）なるものが開始される。此裁判には両氏族の代表者が数人宛出席する他に、この闘争に際して中立的態度を採ってきた他氏族の代表者数人が出席して裁判官の役割を演ずる。……両氏族の代表者は交互的に進み出でて、此闘争を惹起するに至った抑々の責任者が何れの氏族の者であるかといふ事を弁論し、且つ此闘争に際して自己の氏族が蒙った損害を陳述するのである。かうして、最後に多数決を以て判決が下される。其処で、其の判決の結果有罪と決定された方の

氏族は、相手方の氏族に向って謝罪の標に、各種の物品を贈与するのである。……」（ロパーチン [平竹伝三訳] 「オロチィ族研究」『史観』一、1931、頁 268～270）。

- ⑥ 仁井田陸「金代刑法考（上）——金泰和律と唐律の比較——」（『東洋史研究』一-一、1944）頁 14～16。仁井田陸『中国法制史 増訂版』1963、頁 91～93。
- ⑦ 岩村忍『モンゴル社会経済史の研究』1968、頁 200～202、付録三「人命賠償制」頁 562～575。
- ⑧ 「耶羅」と音通する単語が存在しないわけではない。四夷館本 [乙種本] 『女真訳語』に「yala：牙刺 [語義「実」]」（Gisaburo N.Kiyose: *A Study of the Jurchen Language and Script*. Kyoto. 1977. p. 136）、『清文彙書——翻字再配列版——』（風間伸次郎・幡早夏・福盛貴弘編『ツングース言語文化論集』39、2008）に「yala：真個的・果然・誠然」とあるとおりであるが、いずれも「まことに、本当に」の意味で、「耶羅」とは語義的にまったく呼応しない。
- ⑨ Ferdinand D. Lessing: *Mongolian - English Dictionary*. Berkeley and Los Angeles. 1960. p. 425. ならびに小沢重男『現代モンゴル語辞典』1983、頁 608。なお、田村実造・今西春秋・佐藤長共編『五体清文鑑訳解』上冊・1966によると、蒙文 yala（罪）に対訳される満文は weile である（頁 117）が、この語には yala 同様、刑罰・罰物の意味があった。たとえば、『旧清語』に ‘tuhere an i weile gaimbi’（規定したとおりの罪を取る）が ‘toktobuha songkoi keruleme gaimbi’（定めたとおりに罰 [物] を取る）と解説されている（今西春秋「旧清語訳解」No. 209 [『東方学紀要』三、1969、頁 83～84]）。曹廷杰『西伯利東偏紀要』（叢佩遠・趙鳴岐編『曹廷杰集 上』1985 所収）にも、清末アムール河下流域の剃髮黒斤（ナナイ）の裁判について「人を殺す者は死す。余は則ち事の大小を視て布帛服物の多寡を定め、理の屈する者をして之を出ださしむ。名づけて“威勒を納む”と曰ふ」（頁 120）とある。この威勒 weile も罰物の意味でなければならない。

（本学非常勤講師）